

第二十二回国会
衆議院
文教委員會議録
第五号

昭和三十年五月六日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 佐藤大次郎君

理事赤城 宗徳君 理事坂田 道太君

理事竹尾 式君 理事辻原 弘市君

理事三宅 正一君

綴綴 彌三君 高村 坂彦君

杉浦 武雄君 米田 吉盛君

久野 忠治君 永山 忠則君

河野 正君 野原 覺君

木下 哲君 小牧 次生君

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君

出席府委員

文部事務次官 寺本 廣作君

文部事務官(大臣官房會計課長) 北岡 健二君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(大文学術局長) 稲田 清助君

文部事務官(社会教育局長) 寺中 作雄君

文部事務官(文部事務官(管理局長)) 小林 行雄君

委員外の出席者

専門員 石井 勲君

四月三十日

委員仲川房次郎君辞任につき、その補欠として久野忠治君が議長の名で委員に選任された。

同月六日

理事坂田道太君委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同月二十八日

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

公立学校施設の整備促進に関する法律案(高木松吉君外一名紹介)(第二六二号)

九州大学第二分校移転後に工業専修大学設立の請願(橋橋渡君紹介)(第二六三三号)

長野県に東京天文台の七十四インチ反射望遠鏡設置の請願(倉石忠雄君紹介)(第二七四号)

博物館等に対する国庫補助金確保に関する請願(野依秀市君紹介)(第三一六号)

青年学級運営費国庫補助増額等に関する請願(野依秀市君紹介)(第三二一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

文教行政に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選挙を行います。理事坂田道太君が去る四月六日委員を辞任されましたので、理事が一名欠員になっております。理事の選挙は、その手続を省略して、委員長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議がなければ、再び委員になられました坂田道太君を理事に指名いたします。

○佐藤委員長 次に国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。松村文部大臣。

○松村國務大臣 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和三十年度予算に照応して関係条文を改正するものであります。国立大学の学部の分離、公立大学の国立大学への移管、大学院の開設、国立大学に夜間の短期大学部の併置、国立大学の附置研究施設の設置等について規定するものであります。

改正の第一点は、弘前大学及び佐賀大学に農学部を、大阪大学に薬学部を開設し、香川県立農科大学を香川大学の農学部として、鹿児島県立大学の医学部及び工学部を鹿児島大学の医学部及び工学部として移管いたすものであります。

改正の第二点は、医学及び歯学の大文学部の学年進行に伴い、現在大学院を持つ大学のほかに九大学に大学院を開設いたすものであります。

改正の第三点は、茨城大学に短期大文学部を併置し、静岡大学に県立の静岡法経短期大学を短期大学部として吸収併置いたすものであります。

改正の第四点は、東京大学に共同利用の研究施設として原子核研究所を設けることとあります。

以上が本法案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○佐藤委員長 次に文教行政に関する件を議題といたします。松村文部大臣並びに府委員に対する質疑を行います。辻原弘市君。

○辻原委員 大臣に二、三点、前会お尋ね申し上げました点にも関連をいたしますが、その後の経過をお聞きいたさねばならぬ点もありますので、お尋ねいたします。

第一にお尋ねしたいのは、今日の毎日新聞でありましたか、例の新生活運動に対する政府の方針がやや明瞭に出ておりましたが、この間私も申し上げておきましたように、新生活運動という名でもって、各都道府県でいろいろな試みが行われておりますが、政府はどういうような考え方でこれを推進しようとするのか。同時にまた文部当局としては、この問題を取り扱うのに、どういった具体的な推進方法をやらせていくとするのか、この点をお尋ねいたします。

お尋ねいたしたのであります。この点をお尋ねいたしたのであります。この点が、特にその際に私が申し上げておきましたのは、文部行政の中でこの問題を取り上げられる場合、昨今学校教育と関連を以て社会教育の重要性、さらに青少年の環境の中から、類似的な文化を取り除くというより意味合いにおける文化行政というものが、きわめて重大ではないかというのを私は申し上げておいたのであります。それに、その後や民間有識者等の意見を聴取されて、具体的な方法も立案せられておるようであります。そういった点面についての文部省としての具体策、これを一つお聞かせを願いたいと思います。もちろんその前提として、大臣がしばしば言われる、かかる運動は決して民主党なりあるいは政府が、太鼓をたたいて、お題目入りで強制すべきものではないということ、これは当然でありますので、そういう方向ではなく、一般国民大衆の中から盛り上げるような、そういう意欲を持った推進方法を、どういふふうにして展開されようとしておるのであるか、その具体的な内容を明らかにしていただきたいと思ひます。

○松村國務大臣 お答えをいたします。実はあの新生活運動につきましては、これは最初から政府の全体の考え方といたしまして、今日においてその必要があるからぜひやろうじやないかというところがございます。そういう意味から申しますと、総理府にその予算をとっていただいた方が妥当であるかもしれません。あそこには、あそこには受け入れの機関がございます。私の方には社会局という受け入れの局もありませんので、それで予算を私の方へとった、こういう経過があるわけでございます。それでこの予算としては一億二千万円くらいの予算でございますが、そのうち五千万円をその新生活運動に充てまして、あとの七千万円をもつ

て、これは文部省の社会教育に充て
る。こういう考え方であります。従い
まして、新生活運動につきましても私
から申し上げることが妥当であるかど
うかは、これは別といたしますが、し
かしその計画には参画をいたしてお
りまして、それから申し上げますが、そ
れにつきましても、すでに申し上げた
通り、これを文部省の考えだけでや
るといふことも考えておられません。こ
れをやるに当たって、一種の調整機
構を設けておきたい、われわれの素
志ではございませんで、それで呼び
かけはいたしませんけれども、純然た
る民間団体でやっていただきまして、
それが盛り上つて一つの生活を肅正
する国民運動となつてくれることを
期待をいたし、希望をいたしておる
わけでございします。それに向つて
これらの予算を補助をいたして、その
効果を十分發揮していただきたいとい
ふような構想を持っております。た
とえば言論界、宗教、教育、婦女子
の団体、あらゆる面の代表者に呼び
かけて、そういう機構をつくつてや
つていただきたい、こういうのがた
だいま政府としての考え方でござい
します。それならばどういふことを
やるかといふことにつきましても、
民主党の方でもいろいろ練つても
あります。それから文部省といたしま
しても、全然構想がないわけではご
ざいませんが、しかし、そういうふう
に民間の団体として発足してもら
うことになりますと、そのときに、
こういうこと、こういうこと、こ
ういふことをやつてくれといふよう
な注文

を政府からつけるのが妥当であるか
どうかといふことを考えてみますと、
あまりこまかいことをさして、政府
からこういうことをやつてくれとい
ふのは妥当ではなくて、そのでき上
の団体で協議をしてもらつて、すで
に生活改善の別々の団体が幾つも
幾つもできておることは御承知の
通りです。それから、そういうもの
を加へて、そしてこれらの新たな
結合の団体で、そういう当面さ
したところを研究してやつてもら
う、こういうことになり、一
等なめらかに立出するゆゑに、い
ふわけにございします。文部省とい
ふのは、社会局という機関もござ
いますので、それらの下働きをせよ、
お手伝いをせよといふことならば、
それは私の方では十分やる用意を
持つておりますが、大體の構想とい
はしまして、今申しましたような考
えをもつて、これは文部省といふより
も、政府としてそういう考えを持
つておるわけでございします。

それから社会教育の面につきま
しては、これは文部省の責任にお
いて十分効果を上げるようにやつ
て行く考えでございまして、七
千万円の予算をお願ひいたして
おりますが、これをどういふふう
に活用して行くかといふことは、
現在いろいろ原局において研究中
でございします。この間も、そ
ういふ方面の権威者として、代
表者のような方々を、一部で
ございまして、いろいろの意見
をお集まりを願つて、いろいろの
意見を承つた。それからいろいろ
の意見を研究をいたしてやつて
行きたいと思つてございします。
この委員会におかれましても、
いろいろの御意見

もございしますならば、十分承
りまして、善処をいたしたい考
えでございします。もござい
しますならば、十分承りまし
て、善処をいたしたい考
えでございします。もござ
いしますならば、十分承り
まして、善処をいたしたい
考えでございします。も
ございしますならば、十分
承りまして、善処をいた
したい考えでございしま
す。

な、自主的な民間団体の形の運動とい
ふものが若干阻害されてくるのではな
いかといふ懸念もあるものであります
が、こういう点については、大臣の
おっしゃる生活運動の方針というもの
と、それから文部省自身が考えられて
おる一つの構想というものと、それ
に加へて運動全体の構想としては、
民間団体なり国民大衆の一つの盛り
上がる姿に、この三者の關係は非
常にむづかしい問題ですが、どう
いふふうにするか、そこらに
ポイントを置いておきたいと思
ひます。それが一つです。

同時に、民間団体の中で私が懸念す
る問題は、これはかつて青年団活動
の際には青年学級の育成強化という
問題がありましたが、やはり自主
的な青年団の活動ないしは婦人
団体の活動等は、できるだけ――
現在の青年団あたりの動きを注
目してみても、やはり官制的な
な行き方を廃しよう、あくまでも
自主的な民主的な運営で終始し
たいという希望が漸次強まつて
おると思つて、生活運動と銘打
つてやる限りにおいて、民間
団体の中での青年団あるいは婦
人団体あるいはその他民主団体
の活動は、相当ウェイトを置いて
おられると思つて、やはり青年
団に補助金を交付する、ある
いは婦人団体に補助金を交付
するといふたような問題が派
生してきるときに、そこにお
のずから何かの規制が生
れはしないか、こういう点
は具体的に大臣としてはどう
お考えなさるか、以上の三
点について御見解を承
わつておきたいと思ひま
す。

それから文部省として何かひもをつけて助成などをするのではないかと聞いてお考えでございますが、そういう考へ方は毛頭持つておりません。いやしくもそのことが妥当であると見ますならば、それはかれこれ条件をつけないで、その団体を信頼してやつていきたい。いわんやそれが超党派的に成り立つようなことが幸いにできますならば、なおなおのことであろうと考えております。

○辻原委員 国民全体からの盛り上げるような形の運動であれば、われわれもとかくを申し上げるわけもありませんし、双手をあげて賛成をいたしたい。どうかそういうような形でお考えをお願いしたい。そうでなければ、事新しくこういう問題を、こういうような銘を打つてやる行き方は、かえつて有害ではないかという気さえずらいたしておりますので、そういう場合には、そうではなくして、従来の若干隘路してゐる社会教育について、もっと勇敢に力を注いでいかれるというようなことの方が、実効を上げられる近道ではないかというふうにも考えられますから、あわせて社会教育について文部省の御努力をお願いしたいと思つたので、承れば、一億二千万のうち七千万は従来の社会教育面に大きく作用させていくというお話であります。その中で一体今社会教育として、どの点に力点を注げばその効果が上るといふように大臣はお考えになつていらっしゃるのか、この点を参考に承つておきたいと思つた。七千万をどう重点的に社会教育に投じられようと思つておられるか、この点を一つ承りたいと思つた。

○松村國務大臣 実は先刻申しました通りに、各方面のその道の専門家にこの間審つていただいて、いろいろ話を聞いたのであります。その話を聞きましても、今お話の重点とするところもやはり考へてやらなくちゃならぬと思つておりますが、その考へ方の、決定的な考へ方がまだまとまつておりませんので、今研究中でございますから、いましばらく一つ時をおかしたいと思つて、まとまつた御返答を申し上げたいと思つております。今まとまらない考へ方を申し上げてもならぬと思つておりますから、しばらく御猶予をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 関連して三宅君。三宅委員 大臣にちよつとお伺いします。新生活運動についてまだ非常に漠然としたお話しなのであります。たゞえばヒロボンの弊害の撲滅運動というようにあるとあれば、これはまあ日本の青少年をほとんどむしばんでしまつて問題にならないことである、これを憂慮して、たゞえば東大の内村教授などを中心にして一生懸命ヒロボン撲滅運動をやつておられるわけでありまして、私考へますのに、こういう問題は、当然お互いが予算がなくともやらなければならぬ問題ですが、大きな一つの課題だと思つたので、そういうことはきつといろいろな方面にあるだらうと思つたのであります。今まで、たゞえば私は例としてヒロボンのことを申し上げたのだが、そういうようなことについて、大体何と何とが大きな項目だといふようなことは内部できつと話が出てくるだらうと思つた。お互いに協力するといふ立場であれば有効にやらなければ何にも

なりませんから、その辺のことについて、たゞえば項目としてはどういふ項目が非常に大きな問題だといふような話し合いが、この間の有識者を集められた会合でもあつたかも知れませんし、文部省としてもお考えになつていかうかもしれませんし、その他新生活運動を企画された方面においてもお考へがあると思つたので、そういう点について、たゞえば項目について、こんなことは非常に必要じゃないかといふようなお考へがありましたならば、この際聞かしておいていただきたいと思つた。

○三宅委員 私は大臣が賛賛運動などの苦い経験でこりておられることはよくわかります。わかりますけれども、いやしくも国費を五千万円でも、とかく予算に計上して——私がさらに心配することとは、たゞえば五千万円予算があるといふことで、インテリな企画者が一つを食つてやうといふつもりで名目だけつづつて、全く案がなしに出ますれば、変な団体に食われてしまふ危険性は私はないとはいへぬと思つてあります。確かに注文をつける、ひもをつけるというところは悪いに違ひないけれども、国費でやら、会費で全部使われてしまつて、ほとんど実効が上らなかつたといふことでは、これはまた問題になりますので、そういう意味におきましては、いやしくも新生活運動といふことを構想せられて、そして一兆円予算の中で非常に必要な土地改良費やいろいろなものが削られておるといふときに、かりにたとへ五千万円といふわずかな金額であつても計上されます限りは、今日までの方々からいふことはどうだらうか、ああいうことはどうだらうかといふ話があつたに違ひないと思つたのであります。押しつける立場じゃないに、日本の新生活運動として今の時弊を匡救するのには、ヒロボンの問題を一つ私は思ひつきで申し上げたのですけれども、だれが考へてみて、これはやらなければならぬという面が必ずあると思つた。そういう話については、私は所管課においても、あるいは閣議の席上においても、あるいはまた民間の熱心な団体からも話が出ておると思つたのであります。それで押しつけると

かそういう意味でなしに、こういう問題は大きい問題として各党の了解があるならばやりたいのだというような腹案はお持ちになつておると思ふし、お持ちにならずに一つ新しい機軸でやつてみようということだと、私はまたほんとうの思ひつきで役に立たぬと思うのでありますが、その点はいかがですか。

○松村国務大臣 何らの用意なくして予算をとるといふのはどういふものかというお話でございますが、それは今日になつてみますと、国民の生活を改善する、締め直しをするといふことは、おそれる輿論としてだれしも痛感することであらうと思ひますので、それをやり方につまましては、予算に盛つて、そしてそういう団体もでき、よく話し合ひをして、その費を誤まらないようにするといふことができるのであります。たとえば科学振興費として予算をとりまして、それをさらにいろいろの審議会へかけてあとでその分配に誤まりなきを期する、ああいうやり方でこれもやつていけるのじやなからうか、こういうふうに考えております。もちろんこれまでにいろいろこういうことにはやつたらしい、ああいうことにやつたらしいという意見は、これはお話を通りにたくさんお話を承りました。けれども今ここに具体的にこれこれ、これこれのことをまずやるのだというのを政府がきめてかかるということ、これは先刻申しました趣旨から申してどういふものかと思ひまして、ただやらねばならぬことであるといふことには私どもは強い関心を持っておりますが、そのやり方は全く白紙

の状態、新しい団体におまかせしていいんじやなからうか。もちろんまず第一に衣食住の改善等から始めて行かなくちやなりませんけれども、これらのやり方等については、その新しい団体にまかせてやつていいんじやなからうかというふうに考えております。

○三宅委員 どうも答弁に満足しないのです。心構えは大臣の言われた心構えを一応了承いたしますが、今も大臣の言つておられる通り、それぞれ新生活運動の必要を痛感している面からいろいろ話もあつたといふことでありますから、それでは主管の局長から承わりますが、一体どういふような提案があつたか、これを一つ。今までこういうことが閣議にも出たり、新聞にも出たり、委員会でも話をされたりして、その結果現われてきた運動としては何がよろうじやないかといふ大きな項目としての意見等の具申のありました部分について報告を受けたいと思ひます。これが一つ。

それからもう一つは、各党に相談してやるのだというお話を今承つたのですが、これは具体的に予算が成立したあとにお考えになるのか。そんなことをしておればおそくなつてしまふことになりまして、あるいはどういふ形態で、たとえば各党の政調会等に賛同を願つてやられるのか、あるいは衣食住に一番関係がある文教、社会労働、農林等の関係の委員会の委員長、理事等で相談をしてみらうのか、その辺の構想はどうなつてゐるか、この二点について。一つは主管の局長から、一体今までの申し入れ等がどういふふうになつたかといふこと、それからもう一つは、各党との話し合ひをどうい

うふうにやられる腹案を持つておられるか、その点は大臣から御答弁を承わりたい。

○松村国務大臣 お答えをいたしますが、各党への呼びかけをどういふふうにするかといふことは、まだきめてはおりませんが、ひつきようこれは文部省というよりも、政府全体としてもやりたいと考えております。その時期でございまして、時期はこの予算ができてからあとといふような考えではございしません。できるだけ早い機会にそういう手続をやつて、ほんとうに各派の間に御了解を得たい、こういうふうに考えております。このような考え方がいらしたしまして、今現局長からもお話をいたしました、局といたしましては、社会教育の方は一生懸命やつておられますけれども、この方はそういふ政府全体の関連のあるものでありますから、それとあわせ考えまして、全体の構想のもとにやつていきますから、現局長といたしまして、そこはまだ深い研究をいたしていいないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○寺中政府委員 新生活運動の具体的計画につきましては、大臣がたゞいまお答えになつた通りでございます。いろいろな方面における計画の申し入れ等につきましては、公式には別に受けておりません。ただ現在いろいろ各地方の府県において、あるいは各自自主的な団体におきまして、私の方ではこういう新生活運動の計画をもつてやつておるといふような現状の報告につきましては、私の方でも相当調査をいたしておりました。もしそういうものが御参考になるようございしましたら、申し上げてみたいと思ひます。

○三宅委員 ちよつとそれを聞かせて下さい。

○寺中政府委員 各都道府県におきまして、衣食住の改善といふような意味で、あるいは迷信の打破であるとか、あるいは封建的な冠婚葬祭の制度の改善であるとか、いろいろ多岐にわたる運動をいたしておるのであります。相当活動に行われておるものといひましたし、二十数府県ぐらゐのものもございまして、相当の運動をいたしておられます。これは地方自治との関係におきまして、あるいは村づくり運動といふような形式で行われておるところもございまして、あるいは婦人団体等を中心になつて衣生活の改善、あるいは食生活の改善といふことを特に取り上げて力を入れておるといふようなものもある次第であります。それから民間団体といたしましては、たとえば主婦連合会といふようなものが、物価の適正化の運動、あるいは消費生活の合理化の運動といふようなことを主として問題にして新生活運動をやつております。あるいは全同の友の会であるとか、あるいは日本青年協議会であるとか、生活科学化協会であるとか、人口問題研究会とか、日本産業関係、つまり日経連であるとか、これは新生活運動の会といふものを特別に設置いたしてやつておりますが、また全同社会福祉協議会といふようなところも、新生活運動に沿うような計画を立ててやつております。大体そんなようなところであります。

○辻原委員 新生活運動については、なおしばらくの時間をかせたいといふ話ですが、少くとも文部省自体として、具体的な構想は当委員会に近い機会にお示しを願ひたい。

次にお示しを願ひたい。で、簡単に聞かして下さると思ひますが、それは学校給食の問題であります。何か文部省の方でも、今国会に給食法の改正法案を提出されるようなお心組みがあるようでありまして、内容をちらつとお聞きしてみますと、対象を中学校に拡大するといふこと。それから貧困児童の問題を取り上げられておるようでありまして、けつこうでありますけれども、しかし私が考えますのに、これは学校給食を推進する根本策ではないといふことであります。たとえば貧困児童が二十万おるといふような話であります。これを六百万の対象に実施している中で割つてみますと、一学級当り一人あるいは二人、どういふふうになつて選定するといふようなことになりまして、とんでもない問題が発生すると思ひます。そういうことの中で、従来のように生活保護を受けておる子供であるならばこれははつきりいたしますけれども、一体困つて金の払えぬ、最も貧乏な子供はだれであるかを、その学級の中で選定しようといふことになれば、これは学校給食の目的が一面をがれる。そういうことでは、ほんとうに子供が同じ環境の中で、同じ条件で教育を遂行するといふ教育効果の中に、重要な影響を与える問題であると思ひます。そういうようなやり方よりも、私たちが在来から言つておる通りに、少くともミルク給食あたりを全額負担にして、いわゆる完全給食に近づけるような線で努力をなさらないかといふ点を強調して、大臣の御見解を承わつておきたい

でも、具体的な構想は当委員会に近い機会にお示しを願ひたい。で、簡単に聞かして下さると思ひますが、それは学校給食の問題であります。何か文部省の方でも、今国会に給食法の改正法案を提出されるようなお心組みがあるようでありまして、内容をちらつとお聞きしてみますと、対象を中学校に拡大するといふこと。それから貧困児童の問題を取り上げられておるようでありまして、けつこうでありますけれども、しかし私が考えますのに、これは学校給食を推進する根本策ではないといふことであります。たとえば貧困児童が二十万おるといふような話であります。これを六百万の対象に実施している中で割つてみますと、一学級当り一人あるいは二人、どういふふうになつて選定するといふようなことになりまして、とんでもない問題が発生すると思ひます。そういうことの中で、従来のように生活保護を受けておる子供であるならばこれははつきりいたしますけれども、一体困つて金の払えぬ、最も貧乏な子供はだれであるかを、その学級の中で選定しようといふことになれば、これは学校給食の目的が一面をがれる。そういうことでは、ほんとうに子供が同じ環境の中で、同じ条件で教育を遂行するといふ教育効果の中に、重要な影響を与える問題であると思ひます。そういうようなやり方よりも、私たちが在来から言つておる通りに、少くともミルク給食あたりを全額負担にして、いわゆる完全給食に近づけるような線で努力をなさらないかといふ点を強調して、大臣の御見解を承わつておきたい

と思います。この問題は今まで相当長い間大蔵当局との間に問題をかもしきていた問題でありますので、学校給食というだけでは、なかなか政府としても文部省としても、予算獲得に難航を示されると思いますが、この前に三宅委員からもお話があったように、やはりわれわれとしては地域のいわゆる酪農振興という問題と結び合わすところに、学校給食の非常な振興策が生れるのではないかと、これを、実際の体験からわれわれは考えておりますので、この点はこの前大臣としても非常に賛成の意向を示されましたし、超党派的な形で、何か委員会があるいは各党との相談の上で遂行していきたいという一つの考えもお示しになりました。記憶も私にありますので、早急にこれを実現の形に移されるお心組みがあるかどうか、承わっておきたいと思うのです。

○松村国務大臣 今のお話でございしますが、私も痛切に何とか一つやらなくちゃいかぬというところを感ずるのであります。二、三日前でしたが、きのうもこの日の材料にするのだといつて、名古屋の放送局の催しで、名古屋の子供たちと東京の私との間に初め問答をいたして、いろいろの無邪気な話もありましたけれども、中にどうも給食で腹が減つてどうにもならぬというだけのことで事を訴えますから、君方、給食というものはどういう意義を持つてゐるのか知つてゐるかねといふと、いや何も知らない、ただ腹が減つてしょうがないというだけのことで、やはりあの子供たちにも給食というものの意義を自覚せしめ、そうして有効にやらせるということさをも

だできていないような状況にありますので、どうか一つこれはぜひ改善してくてはならない、それで先に三宅さんの申されました、ああいう委員会のようなものをぜひやりたいと思つていたのであります。ちやうど休会中でもありませんから、まだ手をつけておりませんでしたからさうく御相談をお願いいたします。その委員会と申しますが、あるいはこの委員会が非公式で全部御参加下つたような形にいたします。その御相談をいたして、早急一つ取りかかりたいと思つております。

○辻原委員 ただこの委員会だけでなくして、やはり関係の各委員会とも連携を持って、一つ強力な形で推進していただきたいと思ひます。というのは、私も地方で今酪農の問題などで困つてゐる問題を最近見たり、自分としてもそれに対する意見を述べたりしてきてゐるのがあります。御承知のやうにいわゆる農村の酪農の経営の中で、乳製品についてはほとんど最近経営状態はゼロであります。牛乳を抱えてどこにはかすかというところで弱つてゐる現状であります。協同組合なら協同組合あたりで市乳に切りかえて、その市乳をその地域の学童給食用に回すというところになれば、少々大きな酪農組合でも日に二石、三石と生産してゐるところはまれであるのでありますから、普通の農村であれば、そうすることによつて大体その地域の学校給食に充てられ、文務省が考へてゐる中学まで及ぼすということになれば、優に現在の二倍、三倍の乳牛を増加していつても、市乳の販路だけは確保できるで

あろう、そうすれば一般家庭の乳価の引下げなどに問題を転嫁しておりますが、自然に適正価格が学童給食を通じて生れてくる、そこに中間搾取のない、しかも新鮮な牛乳が地方に出回るといふことになつて参りますので、そのこの運営はむしろいい問題がないと私は思ふ。そこまできております、だから一つ積極的にこの際推進していただきたいと考えます。

それから将来出てくるであろう法案について若干意見を申し上げました。が、繰り返して申し上げておきますけれども、中学校に範囲を拡大していくといふことも一つのことであつて、なお貧困家庭に国費の負担額を増していくといふことも一つのことです。しかしそれだけでやろうとする考へ方は、これは全く末節の行き方であるといふことを私は申し上げておきたい。そうでなしに、少くとも現在の完全給食目標について、これはそれに対する国費負担、全額負担に近づいていくことに努力すれば、勢い貧困家庭の問題も解消されていきますから、そういう方向で貧困家庭を救済し、そういう形で対象人員を拡大していくという基本方針をとらねばならぬ。そうでなければ肝心な問題が忘れられて、枝葉が茂つていくかっこうになりますから、実施していくのに問題が片づかない。どうかその点を一つ御留意を願ひたいと思ひます。

○佐藤委員長 関連して野原君より発言を求められておりますから、これを許します。

○野原(鶴)委員 ただいま計原委員から学校給食についての質疑があつたわけですが、私は文部省がこの問題で予算

を要求しておりますから、調査ができておると思うのでお尋ねをするのですが、今日貧困児童家庭が、貧困のために給食代をどうしても負担することができない。そういう子供が大都市において特に多いのです。そのために大阪市のある小学校のごときは、半数近い者が給食を受けることができない。こうなりますと、学校給食の施設そのものが実は大きな問題を投げかけておる。こういう点で文部省が全国の統計調査をなされておるかどうか、なされておるとすれば、どの程度の者が経済的負担に耐えることができなくて、学校給食を受けていないかというやうな、そういう統計の結果を御説明願ひたい。私はその結果の説明いかんによつて、このことはあらためて質問したい点があるわけですが。

○小林政府委員 いわゆる生活保護法の適用を受けております子供ではありますけれども、それに近い必要保護児童の数でございますが、もちろんこれは文部省といたしまして、だんだん調べてはおりますけれども、その調査の現在のところ、かなり実は変動をいたしております。大まかな数字を申し上げますと、現在の小学校等における六百万の給食の児童に對しまして、四割の二十四、五万程度が準要保護児童に當るものと考へられております。しかしこの二十四、五万が、必ずしも全部が全部給食費の全額を負担することができないというのじやございせんので、中には、その一部分は負担できるけれども、全額はできないという者も、実は入つておる数字でございします。

○野原(鶴)委員 きわめて漠とした回答で、私が質問をするための資料になりません。六百万の学童のうち、たとへば大都市、中都市、小都市、こゝろにどうに分けて、生活保護法の保護児童はどれだけで、それから準保護児童と目される者はどれだけで、そして経済的負担に耐えない子供は、このために給食を受けてない子供は、この数字になつてゐるやうな、詳細な資料の提示を私は要求いたします。これはできるだけすみやかにこの委員会に御提示願ひたい。その上でこの問題は質問いたします。

○辻原委員 次に、こまかい点で事務当局にお伺ひいたすとして、学童給食の問題も私は新生活運動の中に入ると思ひますが、以下お尋ねする学校図書館、子供の良書の指導という問題、これもやはり新生活運動に入ると思ふのです。昨今非常に問題になつてゐるし、われわれも痛感してゐる問題ですが、これはヒロポン禍と並び称せられておるやうに、不良圖書がはびこるをして、この面から学童あるいは中学、高等学校あたりの生徒が非常にその影響を受けて、頹廢的な氣風を持つてゐる面も少なくない。こゝろにどういふやうな具体的な方法でやつていこうかといふやうなことを、かねがね考へておるわけなのですが、昨今出版協会ですか、圖書関係の自主的な運動で、その追放の方法が試みられておるやうでありますけれども、この点についての文部省としての具体的な方法といふものを考へておいていただかなければならぬ。その問題を通じて、やはり相当な役割を果たすであらうと考へられるのは、先般成立

を見ました学校図書館法であります
が、この学校図書館を通じて子供たちに
よい書物を供給すると同時に、よい書
物を十分読ませる習慣をつけることに
よって、私は町にはらんしていいよ
うな、いわゆるエロ・グロ文化といわ
れるそういうものから遠ざけることが
できるのじゃないかと思ひます。しか
しながら、その後この法律が成立した
しましてからの文部省の力の入れ方、
あるいは省令等に盛り込まれているの
校図書館運営の方法といったものに
相当きつな点があるものであります
が、この際大臣にお伺いしておきたい
一点は、先ほど申しました学校図書
館を通じて、いわゆるエロ・グロの圖書
を遠放するという考えに立つて、いま
少し学校図書館の運営に万全を期せら
れるというお考えをお持ちなさらない
か、その点をお伺いしておきたい
と思ひます。

○松村国務大臣 しごくごもつともな
ことでして、それには相当に力を入れ
てやりたいと考えているわけでござい
ます。新生活運動は別といたしまして
も、私の方の主管をいたします社会教
育の面からいっても、この点に重点を
置いてやろうという構想を持っており
ます。この間いろいろの人の意見を聞
いた際にも、近來出版社の側において
も大いに自衛の考えを持ってやってい
る。ちやうどアンデルセンの百五十年
のこけりかたに、一つ子供に対する
本だけでももう少しいいものを出そう
じやないかというような話し合いもで
きつつあるというところで、非常に私
どもも喜んでゐるわけでございます。
そこで考えられることは、良書を推薦
するという形、もしくは検定するとい

うようなことが、弊がなくしてやり得
ますならば、これは最もいい。文部省
が検定するというような強い形でなく
て、良書を推薦するような方法もとれ
ないものかというところを、一つ考へて
おります。これまた全く未定の、未熟
な考へ方でございます。それからもう
一つは、地方の学校図書館に、良書も
何も新たな本を買入れる力のないよ
うな図書館が多々ございまして、そ
れで巡回図書館を各府県でやつてい
だいて、これに回す本を厳選してやつ
てみたかどうか、こういうような案を
原局でも考へてゐるようでございま
して、それらの構想をよく練つて、良書
を議させ、悪書を撃退するというやり
方で効果を上げたいと思つておりま
す。

○辻原委員 細部の点は事務局にお
伺いをいたしますが、一、二大臣にお
話を申し上げておきたい点は、今言つ
たように、問題は生徒、児童に対する
学校図書館を通じての読書指導にある
と思ひます。この点がうまくいけば、
相当効果を上げられるのじゃないか。
たとえば、今調べてみますと、全国
で、いわゆる最近はんらんしてゐる貸
本屋というのが約八千軒あります。そ
の種類の見てみると、貸本屋で漫画を
取り扱っているのが約七割、雑誌、こ
の中にはいわゆるいかばかりの相
当入っているが、これが二割、その他
講談本とかいろいろの小説類が約一
割。この八千軒が、いわゆる貸本屋の
営業としては非常に実績を上げてゐる
わけなんです、出版社はこの貸本屋を対
象にただけで、十分出版が成り立つ
わけでありまして、こういうところに大
きな盲点がある。だからこの貸本屋に

生徒、児童が向いてゐる眼を、学校図
書館の良書にどうして眼を向けさせる
かということが、一つの大きな問題で
あらうと思ひます。その具体的な問題
として図書館法制定以来の問題の中に
考へられることは、これはあとで事務
当局から聞きますけれども、大臣も
考へていただきたいのは、何といつても
法律をつくる際にわれわれも十分力説
をしておきました、実際の指導に當る
いわゆる司書教諭という先生の資格、
資質、こういうものを形式的じゃな
くて実質的にどう上げるかという点、
これは出発早々でありますので、厳格
にしては十分学校図書館の体裁を備え
ることができないといふので落してい
るのだらうと思ひますけれども、これ
は若干考慮する必要があるといふこと
が一点。

それからもう一つは、先般来からも
予算削減の問題でいろいろいたしまし
たので、そういう点の影響もあつた
が、やはり十分その司書教諭なり学校
全体がこれは良書と見て購入できるだ
けのいわゆる予算単価を手へていない
といふこと、相当いいものであれば選
定をして買入れられるだけの予算単価、
それから援助を手へておく必要がある
んじゃないか、こういうところには私は
問題があると思ふ。それも一つお考へ
願ひたい。いま一つは、これは事務的
にどういふことになつておるか、私も
詳しくは知りませんが、フルに
この図書館を利用することが第一、そ
れをあまり事務的に、率直に言へば役
所式になつて、事前審査、事後審査と
いうものにこだわつて、ただ良書を美
しく保存しておかなければならぬとい
う考へ方であつたのでは、これは利用

できない。どうもそういうきらいがあ
るんじゃないか。あとでいふゆる審査
がきびしいから、保存さへ厳重にして
おけばあとで学校としては無難なんだ
といふことで、結局良書を活用しな
い、こういう傾向が現われて来てお
るのではないか、この点も一つ十分考へ
られて、図書指導をやるためにはどう
いふふうになれば効果が上がるかとい
ふ点で、一つ再検討を願ひたいといふこ
とを大臣に要望いたしておきたいと思
ひます。

それで学校図書館の問題について若
干事務当局から詳しく伺ひます。私が
申し上げた趣旨はそんなんです。完全
な図書指導を行うためには、このせつ
かくできた図書館をどう運営するかと
いう問題。その第一点は司書教諭の問
題なんです、司書教諭の履修すべき
単位の問題で、本来の八単位を二単位に
切り下げておる理由は、おそろく得ら
れにくいからだらうと思ひます。この
単位取得の資格は厳格にやつてゐるん
じやないかと思ひますが、この点につ
いてどうお考へになつておるか。それか
ら単価の点を引き上げられる心組みが
ないか。それから先ほど申しましたよ
うな物品監査に対する取扱ひを、他の
物品監査とは違ふ意味を学校図書につ
いては考へられる必要があると思ひま
すが、この点について国が補助したん
だから、物品監査はもちろん厳重にや
らなければいけませんけれども、しか
し厳重にやる余り、利用されないよう
な厳重さを示したのではないと思ひ
ますので、この点何か運営に對する
御考慮があると思ひますが、具体策は
ないか、その三点について伺ひをして
おきたい。

○緒方政府委員 第一点、司書教諭の
問題であります、これは御承知のよ
うに、教諭を持つていない、そのために
は講習をして資格を手へる。その資格
を手へるために文部省令で司書教諭講
習規程を定めておるわけであります
が、先ほどお話しございましたように、
現在さしたあたり充足するためにはな
るべく手つと早くやらなければならぬ
という関係もございまして、本来なら
ば八単位の資格であるべき者に対し
して、従来の経験とか、あるいは大学
における単位をとつておるといったよ
うな者に対しましては、この単位を輕
減する規定をきめておるわけでござ
います。これにはいろいろと段階がござ
いて、たとえば大学で単位をとつ
ておる者、あるいはまた従來経験を
持つておる者につきましては、その経
験年数によつていろいろと変えてお
るわけでございまして、その点は厳重
にやつておるつもりでございまして、た
だ一番有利な経験を持つておる者が、
今お話の二単位に相なつておるわけ
でございまして、当面の私どもの計画
といたしましては、一応の基準をき
めまして、小、中、高等学校、その
ほか必要最小限の司書教諭をな
るべく早く充足しよう、こういうこ
とで一番最低の講習を今現に行なつて
おるような次第であります。この点に
ついていろいろ御意見がございまし
て、私どもも今後いろいろと努力して
いきたいと思ひますが、現在考
えておられます計画といたしましては、
五、六年計画といたしまして、二十
九年度から始めておられますが、一万二
千人を一応充足する。これは小学校に
つきましては十二学級以上の学校、中

生徒、児童が向いてゐる眼を、学校図
書館の良書にどうして眼を向けさせる
かということが、一つの大きな問題で
あらうと思ひます。その具体的な問題
として図書館法制定以来の問題の中に
考へられることは、これはあとで事務
当局から聞きますけれども、大臣も
考へていただきたいのは、何といつても
法律をつくる際にわれわれも十分力説
をしておきました、実際の指導に當る
いわゆる司書教諭という先生の資格、
資質、こういうものを形式的じゃな
くて実質的にどう上げるかという点、
これは出発早々でありますので、厳格
にしては十分学校図書館の体裁を備え
ることができないといふので落してい
るのだらうと思ひますけれども、これ
は若干考慮する必要があるといふこと
が一点。

学校につきましては九学級以上の学校、高等学校、盲ろう、養護学校につきましては各学級にそれぞれ一名を充足する、この計画をとりあえずやつておる次第であります。その際対象とする者につきましては、従来の経験からして二単位をもつて充足し得る者を充てておる、こういう状況であります。お説の通りに司書教諭の質は十分考えなければならぬことでもありますので、今後十分検討いたし、努力いたしたいと思ひます。

次の単価の問題でございますが、これは二十九年度の配分の基準が三十年度の予算の算定基準にも相なっております。そこでこれは小、中、高等学校によつて単価は違ひますけれども、たとへば小学校におきましては百五十円、これは平均が百五十円でありまして、これは学校に備へべき本によりまして安いものもあり、高いものもある。先ほどお話がございましたように、学校図書館にりつばな本を充実いたしまして、児童、生徒の学習の参考あるいは教養のための指導としなければなりません。考へてみますと、財政等の関係もありまして、二十九年度の配分については百五十円、三十年度の予算の算定につきましても百五十円でございます。

て検討しなければならぬと考えております。

それから第三点の、監査がやかましくて、本の活用がでない点があるのではないかとのお話ですが、私共はまだほつきりと実情を承知しておらぬわけでございますが、お話がございましたように、これは国庫負担金で充足したした備品でございますから、十分監査いたさなければならぬと思ひますけれども、そのために活用が阻害されるということがあつてはよろしいけないと思ひます。いろいろと学校図書館の利用等につきましては関係の問題の研究協議等もいたしまして、今後とも十分進めたいと思つております。従来もやつておりますけれども、本年もどうしてもこれを実施いたしまして、その活用、読書指導等に資するようになつていきたいと思います。そういう面につきましての監査の問題も考へたいと思ひますので、今後とも実情を十分調査いたしまして善処いたしたいと思ひます。

○辻原委員 あと施設について若干お伺いしておきたいと思ひます。本年度の危険校舎の改築費補助予算が、相当危険度数の増加にもかかわらず前年度とほぼ同額しか見込まれておりませんので、おそらくこれに対する配分の基準が実情に合わないような形で行われてくるんじゃないかというところが心配の一点なんです。昨年度までの配分基準を見ますと、大体耐用年数その他実際の危険度合い、こういうものを総合勘案されて補助配分をされておつたようでありまして、何か聞くところによれば、本年度から危険度合いの点数制を採用されるような話を聞いたので

す。これは事実でしょうか。三千点以上の総合点数を持ったものを対象にするというようにちよつと聞きたのですが、その点を聞かせ願ひたいと思ひます。

第二は、鉄筋比率がよりよくわれわれの希望が充足されまして、三割まで引き上げられたことは非常にけっこうだと思ひますけれども、その中で、やはり従来の配分の問題は、防火地域第一優先ということでやられておるようでありまして、一五%から倍になりまして、おそらくそれについてはだんだん地方にまで充足されると思ひますが、従来のように防火地域を第一にされて、そして単価等についての取扱ひも、その間に差等を設けられるということはやはり今後とも続けられるつもりであるかどうか。これは相当長い間防火地域中心でやつてきたので、その点の充足はほほ——もちろんこれは全部ではありませんけれども、希望の出ている点についての大体のところは他の地域に比較して相当考慮されてきたかと思ひます。ここらあたりで鉄筋ワクの取扱ひについても、一応防火、防火といへば今度は水防地域の問題も出てきますし、あるいはその他災害予防等から鉄筋校舎の必要等も生れてきますし、いろいろの理由が生れてくるわけでありまして、一応差等をつけないで取り扱われるというところの方が妥当性があるのじゃないか。同時に、そうすれば鉄筋校舎に対する一般の認識ももっと深まってくるのじゃないかと思ひます。この点についてどう考へられておるか。これをお伺いしておきたい。

それから第三点は、例の屋内体操場の補助に付いての問題であります。相当期待を持って見ておつたわけでありましても、やはり積雪寒冷地帯に限定されたような形でそのまゝ終つておるようでありまして、これも大体積雪寒冷地帯に対する充足度合いは相当進捗いたしておるようにも思ひますので、この際やはり中学校については、実際の問題としてより高度の域に達しているのじゃないか、屋内体操場の域に建築の重点が移行しつつあるのじゃないかと思ひますので、ここらあたりでワク撤廃を強硬に考えられてもいい時期じゃないかと思ひますが、一体それができなかつた理由はどういうところにあるのでしょうか。この三点を伺ひしておきたいと思ひます。

○小林政府委員 お答え申し上げます。危険校舎の判定基準の問題に關連いたしまして、従来と違つたやり方をしたのでなかつたかということ、点校制の問題をお取り上げになりましたが、御承知のことだと思ひますが、この危険校舎の改築の問題は数年前から実は始めておりますけれども、当初この判定基準というものは科学的なものでなしにスタートをしたのでございまして、しかし昨年度新しい法律もできまして、判定基準も確たるものになければならぬということで、法律なり政令でその事項が実はあるわけでございます。文部省といたしましても科学的合理的な確かな判定基準を得たいというので、実は昨年から研究をいたしておりました。これは具体的に申し上げますと、建築学会等の意見も聞きまして、その意見に基いて一応できまして判定基準の案を各府県で実は調査をいたしていただいております。しかし現在までのところ、その調査で一応の数字は出ましたけれども、どの辺までが危険校舎に該当するといったようなはつきりした数字がまだ出ておりません。いましばらくしないと確たるものが出ないと思ひますので、本年度はできればこの新しい基準によりたいと思ひますけれども、さしたつて従来と同様なことではいかなるを得ないのではなかつたかと考へております。従つて構造上危険度の最も著しいものから配分をしていくということにならざるを得ないと思つております。

第二番目の鉄筋校舎の比率の問題でございますが、御指摘のように、従来は防火地域を第一優先にいたしておりました。ただいまのお説でございますと、防火地域も大体充足してきたのではなかつたかというところでございますが、しかし実情は必ずしもそこまですべておらぬと思ひます。もちろん設置者の希望によりまして、防火地域以外におきましても鉄筋を場合によれば認めるということの取扱ひは従来もいたしておりましたが、今後でもできる範囲内ではこういった方面の御希望も十分取り入れて参りたいと思つております。

それから第三の屋体の問題でございます。中学校の屋体問題でございますが、これはただいまお話の通り従来は積雪寒冷地帯の屋体ということでやつております。一般のその他の地域については屋体の建築の補助についてだんだん御希望のあることは承知いたしておりますが、何分にも現在まだ中学校の積雪地域の不足戸数が約二十万戸程度ある状況でございますので、本年度は予算のワケ等もございまして、本年度

の金額では大体三万坪程度しかできない状況でございますので、文部省といましては、将来できれば予算を十分取りまして、その他の地域の方にも建築の補助配分ができるようにいたしたいと思つておりますけれども、本年度においてはその点はなかなか困難ではなからうかと考えております。

○辻原委員 鉄筋ワクの単価差等の問題です。これはいろいろな実際の配分の技術上の問題だらうと思いますが、優先順位は、今お話のようでありまするならばこれはやむを得ないと思ひますけれども、昨今の地方財政から考えたとときに、やはりできる限り補助をして十分その町村が立ち得るだけの補助単価は確保してもらいたいと思ひますので、それを防火地域と非防火地域との間に大きな落差をつけないような形に御努力をお願いしたいと思います。それから屋体の問題では、全国的な希望が今陸続とあがつてきておりますので、せめて今お話のような形でいくと、二十万坪の寒冷地帯のものが一応充足されるまで待つということになれば、今の程度の補助でありますと、全く十年河清ですから、そうでなしに、やはり並行的に、完全に積雪寒冷地帯と同様にすることは若干欲深い考えにもなりますので、何か起債等の措置だけでも、積雪寒冷地帯以外のところに考慮されるような折衝を文部省としてはおやりになるのが至当ではないかと私は考えます。それはあまりといえば差がひど過ぎるわけです。だから補助までは無理であるならば、何かそこに起債等の形において地方が立ち行くように——この点の父兄負担、あるいは町村の財政に及ぼす影響は実に甚大

です。最近の情勢から見ますと、町村の財政難の一つの原因にもなりつつあるし、そういうことから一つ御考慮願いたいと思ひます。

それからもう一点、これから考慮してもらいたい点であります。今度これらの施設法案の改正案を出されるようでありまして、その中で最近私が考えますことは、この町村合併が促進されて、校舎移転の問題が今後相当——まあ町村合併はことしの九月で一応第一次は終るわけでありまして、その後引き続き行われるようでありまして、また学校施設の移転問題、移置問題などというものは、これはこれか

らなんです。その場合に一番困るのは、校舎に対する考慮はあつたけれども、校地に対する考慮が何ら払われていない。これはかつて災害特別立法の中で関係してこの問題を取り上げただけであつて、その後これは忘れられてしまつておるようでありまして、校地に対する買収、移転等についての考慮というものは、これは適当な機会に十分一つ考慮して、それを算定の基準の中に包括することができないかどうかを御研究願ひたいと思ひます。以上であります。

○小林政府委員 鉄筋比率に関連しまして単価差等の問題でございますが、文部省としましては、現在の木材の消費というものは、これは政府全体で木材の節約をできるだけやっておりますが、少くするといふ建前から、必ずしも防火地域だけに限らず、将来学校の建物は、できるならば鉄筋あるいは鉄骨に持つていきたいといふので努力をしてある次第であります。

防火地域とその他の地域があまりに開きがあり過ぎるのではなからうかといふことでございまして、その点は十分研究いたします。

それからその他の地域における屋体の問題でございますが、これはたゞいま御指摘の通り、いわゆる積雪地帯とその他の地域との間にも、場所によつては非常に微妙な差しかないとあることは承知いたしております。ただこれは将来の問題として、できるならばそういった方面にもできるだけ早い機会にこの施設の補助金が行くように、拡張するように研究をいたしたいと思ひます。

それから町村合併促進といふことに関連いたしまして、学校施設の補助金の問題でございますが、これはたゞいま御指摘の通り、町村合併の際には学校施設といふことがきつて重要なことになつておりますので、文部省といつたしましても何とかこの町村合併の際に、学校施設を新たに建てあるいは移築するといふような場合には、特別の単位として取り扱うようなことにしなければならぬのではなからうかといふことで、場合によつてはそういった面について多少の考慮を払つた例も実はございます。ただ最後にお話のございました校地の問題につきましては、従来そこまで考えがいつておりません。ただいまお話のございました通り、昨年の災害のときに、校地の災害について国から補助金が出たのでございまして、町村合併に當つて校地までもみるというところまでは現在至つておりませんが、もしこれが全国的な要望というようなことでありますならば、その点も将来十分に考えてみたいと思ひます。

○佐藤委員長 本日はこれにて散会いたします。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時五十四分散会